

○茅野市中小企業者等応援金交付要綱

令和3年2月9日

告示第32号

令和3年3月12日

告示第81号

最近改正 令和3年5月17日

告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受け、売上が著しく減少している中小企業者等に対し、予算の範囲内において茅野市中小企業者等応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者及びこれと同等と認められる者をいう。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付を受けることができる中小企業者等（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業所等を有する中小企業者等で、令和2年の売上高又は事業収入額が令和元年に比べ10パーセント以上減少している中小企業者等とする。ただし、申請時において廃業をしている者は対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員
- (3) 営業に関して必要な許認可等を得ていない者

(交付額等)

第4条 応援金の交付額は、次のとおりとする。

区分	交付額
令和2年の売上高又は事業収入額が令和元年に比べ50パーセント以上減少し、かつ、令和元年又は令和2年のいずれかの売上額が1000万円以上の場合	10万円
令和2年の売上高又は事業収入額が令和元年に比べ10パーセント以上減少した場合	5万円

備考 減少額は、令和元年又は令和2年に創業し、前年との比較ができない場合は、月の平均収入、創業計画時の売上目標等により算出するものとする。

(交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和3年8月31日までに、茅野市中小企業者等応援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは茅野市中小企業者等応援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、交付しないものと決定した場合は茅野市中小企業者等応援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、応援金を交付するものと決定したときは、速やかに応援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この告示に違反したとき。

(応援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により応援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、交付対象者に対し報告を求め、又は当該職員を事業所等及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に応援金の交付を受けた者における第8条及び第9条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月12日告示第81号)

この告示は、公布の日から適用する。

附 則（令和3年5月17日告示第138号）
この告示は、公布の日から適用する。